

河合町選挙管理委員会告示第37号

平成31年4月15日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成31年4月16日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯 澤 繁 一

1	50分の1の数	310	人
2	6分の1の数	2,581	人
3	3分の1の数	5,161	人